

オープン・とくしまパブリックコメント制度の概要

（目 的）

この制度は、次の3つのオープン効果により「オープンとくしま」を実現することを目的としています。

＜オープン効果1＞見える

今までわかりにくかった県の政策決定過程が明らかになり、県の行政運営の公正性の確保と透明性の向上につながります。

＜オープン効果2＞わかる

寄せられたご意見を整理し、県としての考えを明らかにします。その際には、理由や説明を加えるなど、できる限り県民の皆さんの理解を得るための工夫をします。

＜オープン効果3＞参加する

県民の皆さんから直接ご意見をいただくことで、今まで以上に県政に関心や参加の機会を持っていただくことができると考えています。

（制度の仕組み）

徳島県が、県の施策の指針となる計画や基本的な施策等を立案する場合に県民の皆さんのご意見を聴き施策等に反映させるための一連の手続きをいいます。

- 1 **原案の公表** : 県の考える原案の内容や趣旨、その他必要な事項を県民の皆さんに広く公表します。

- 2 **意見募集** : 県民の皆さんからご意見を募集します。

- 3 **意見の反映** : 寄せられたご意見等（情報や専門的な知識等）を考慮して計画等を決めます。その際には、寄せられたご意見に対する県の考え方を公表します。

- 4 **よりよい施策づくり**

（実施機関）

県の全ての行政機関で実施しています。

（知事、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、公安委員会、警察本部長、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会、病院事業管理者及び公営企業管理者）

（対 象）

この制度の対象は、次のとおりです。

（1）県の長期構想、県行政の各々の分野における施策に関する基本計画等の策定又は重要な改定

（2）その他、全県下を対象とし、県民生活にかかわる課題であって、基本的な施策等の立案に当たって、この制度により県民意見等を求めることが望ましいと実施機関が判断する施策等

*ただし、対象に該当する場合であっても、法令に基づくもの、迅速性、緊急性を要するものの、軽微なもの及びこの制度の目的に照らし明らかに合理性を欠くと認められるものについては対象から除きます。

（募集方法など）

募集期間は30日以上とし、募集方法等については、県のホームページに掲載するとともに、パンフレットにして次の場所に備え付けることとしています。

○県庁ふれあいセンター（万代庁舎1階）

○県民センター

●各地域連携事務所（阿南、美波、美馬、三好）

○その他関係機関（各市町村窓口ほか）

（県民意見等の公表）

寄せられたご意見及び県の考え方等については、一定の期間、各実施機関のホームページに掲載するとともに、各実施機関及び県庁ふれあいセンター、県民センターにおいて閲覧ができるよう資料を備え付けるものとします。